

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和7年12月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2500371 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2500019 号

第1 結論

請求者のA社における平成 21 年 8 月 25 日の標準賞与額を 20 万円に訂正することが必要である。

平成 21 年 8 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 21 年 8 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 8 月 25 日

A社から、請求期間に係る賞与の支払を受けていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

請求期間に係る賞与は、給与との合算額で振り込まれていたと思うが、その根拠として預金通帳（写）を提出するので、調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された預金通帳（写）、同僚に係る当該期間の賞与支給明細書（写）、給与支給明細書（写）及び預金通帳（写）、事業主の回答及び陳述内容並びに複数の同僚の陳述内容から判断すると、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、請求者の預金通帳（写）並びに同僚の賞与支給明細書（写）、給与支給明細書（写）及び預金通帳（写）により推認できる厚生年金保険料控除額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 21 年 8 月 25 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付した

か否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。